

8月定例教育委員会会議 議事録

令和元年8月22日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝 教育長
和泉愼次 委員
和田光代 委員

谷口学教育長職務代理者
安達友基子 委員

欠席委員

福田知弘 委員

出席説明員

橋本敏子 学校教育部長
大江慶博 教育監
植田聡 学校教育部次長指導室長兼務
生駒靖子 教育政策室長
草場敦子 教育センター所長
中村美和 教育総務室参事
薬師川晃 指導室参事

木戸誠 地域教育部長
道場久明 学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉 地域教育部次長
橋本健一 保健給食室長
前田隆男 青少年室長
市川泉 教育政策室参事
中井建志 指導室参事・指導主事

記録者

上田祥代 教育政策室主幹

8 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 議 事 録

午後 3 時 3 0 分 開 会

- 原田勝教育長 ただ今から 8 月定例教育委員会会議を開催いたします。
福田委員は所用により欠席されます。
署名委員に谷口教育長職務代理者を指名いたします。
記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 市川泉教育政策室参事 本日の傍聴席の設置可能数は 1 0 席でございます。現在の傍聴希望者は 2 名でございます。
- 原田勝教育長 それでは、本日の傍聴は 1 0 名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 原田勝教育長 異議なしと認め、本日の傍聴は 1 0 名まで許可します。
- ―傍聴者入場―**
- 原田勝教育長 それでは、議事日程に従いまして、日程第 1 報告第 1 9 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 中村美和教育総務室参事 日程第 1 報告第 1 9 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を御説明申し上げます。
本件は、8 月 5 日付の人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定に基づき臨時に代理させていただきましたので、御報告申し上げます。
議案書の 3 ページを御覧ください。
令和元年 8 月 5 日付で市長事務部局から教育委員会事務局へ異動した者 1 名でございます。
以上、簡単な説明ではございますが、御報告申し上げます。
- 原田勝教育長 それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 原田勝教育長 異議なしと認め、報告第 1 9 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。
- 原田勝教育長 次に、日程第 2 議案第 3 3 号「平成 3 0 年度（2 0 1 8 年度）実施事業教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 生駒靖子教育政策室長 日程第 2 議案第 3 3 号「平成 3 0 年度（2 0 1 8 年度）実施事業 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」を御説明申し上げます。

議案書の7ページ、報告書(案)を御覧ください。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により作成しております。

本市の教育振興基本計画である、わが都市すいたの教育ビジョンの47施策のうち平成30年度の重点項目として位置付けた15施策について、教育委員会自らが点検及び評価を実施し、平成30年度中の取組の状況と評価、及び今後の課題・方針を取りまとめました。

報告書の概要を簡単に御説明いたします。

議案書の9ページを御覧ください。

「はじめに」といたしまして、本報告書の概要をお示ししております。

裏面10ページは中間見直し後の教育ビジョンの体系図でございます。網掛け部分の施策が、今回、点検・評価を実施した15の重点項目となっております。

12ページから46ページにわたり、15の重点項目についての点検・評価を取りまとめております。

それぞれの内容につきましては、学識経験者からの事務局に対するヒアリングを実施し、御意見をいただいております。

49ページ、50ページに、学識経験者からの知見をまとめております。御意見を反映し、一部修正を加えました。

ページが戻りまして、47ページ、48ページを御覧ください。

教育委員会の活動状況を取りまとめております。

最後に51ページ以降につきましては、巻末の参考資料でございます。

以上が平成30年度の報告書の概要でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

20ページに書かれている、重点項目の実績及び概要について、英語教育推進事業がCの評価になっています。他のところは割とBで止まっているところ、ここだけが非常に目立っている感じがあるのですが、このことに関しては、今後どのような考え方をされていくのかを聞かせていただきたい。

指標としまして、英検3級程度の英語力を有する中学校3年生の割合ということで、平成29年度は48%となっております。平成30年度の実績につきまして、43.2%ということで、この部分が下がっているということがありました。目標値につきましても、70%ということ掲げている中で、達成状況がCということになっております。

今後、次年度から新学習指導要領の実施がスタートいたしますので、本市につきましては、1年生からの英語活動、5、6年生については、外国語科の実施ということになりますけれども、そういった本市の積み上げを反映しつつ、こういった部分を中学校3年生の指標としまして、反映されることを目指しながら、更に授業改善、先生方の研修とともに進めていくというところで、さらに、英語指導助手の活用であるとか、ICT機器の活用であるとか、様々なアプローチを考えていきたいと思っております。

原田勝教育長
谷口学教育長職務代理者

生駒靖子教育政策室長

谷口学教育長職務代理者

グローバルの社会を生きていくためには、英語というのには必要になってくると思っていますので、更なる努力をしていただいて、吹田の子供たちがいわゆるグローバル社会に生きていけるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

原田勝教育長
全委員

他に、御意見はございませぬか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第33号「平成30年度（2018年度）実施事業教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第3 教育長報告を議題とします。

内容は、「いじめに関する状況報告について（令和元年度1学期末）」です。

事務局の説明を求めます。

中井健志指導室参事・指導主事

教育長報告事項「吹田市におけるいじめの現状と対応について」、指導室より御報告申し上げます。

61ページをご覧ください。

吹田市における令和元年度1学期末のいじめに関する状況について御報告させていただきます。なお、全国、大阪府につきましては、例年11月頃の公表になりますので、発表されましたら再度御報告させていただきます。

まず、認知件数の推移ですが、表の見方としましては、各枠内で上段が件数、中段のカッコ内が解消率、下段が千人率です。

平成30年度同時期と比べ、小学校で50件増加し123件、中学校で19件増加し78件、認知しております。

小学校、中学校ともに増加していますが、これは今回のいじめ重大事案を受けて、さらに各校の認知が高まった結果だと考えております。

今後も、あらゆる機会を捉えて本結果を示しながら、再度分析・検証するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、平成30年度のいじめの件数及び解消率の学期別の推移についてですが、平成29年度以降、解消率が大幅に下がっております。

これは、平成29年3月に国のいじめの防止等のための基本的な方針が改訂され、いじめの解消について「いじめの行為が止んで少なくとも3か月の見守り期間を設定する」、「被害児童生徒及び保護者が心身の苦痛を感じていない」という2つの要件が示され、ほとんどが見守り期間中であることが要因です。

各学校では、いじめの解決に向けた体制づくりの構築や、児童生徒の丁寧な見守り等、いじめの再発防止に向けて適切に対応しており、30年度に認知したいじめは、令和元年度1学期末の時点で、小学校が98.3%、中学校が98.1%解消しております。

62ページ、いじめの態様についてですが、平成30年度同様、小・中学校とも「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多く生起しており、認知したいじめの半数以上を占めています。

平成30年度との比較をしますと、小学校では、「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」の項目が減少し、それ以外の項目では増加しております。

先生方のいじめ認知の意識が高まることにより、いじめがより軽微なうちに認知されたため、早期に対応ができています。

中学校では、「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の項目が少し増加し、「金品をたかられる」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の項目が減少しています。

最後に、教育センターにおけるいじめ相談件数は、全体的には減少傾向ですが、小学校の出張教育相談が増えております。

これは、いじめの防止等のための基本的な方針に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめの相談、通報の窓口であることを周知する必要があると明記されており、平成29年度より、各学校で周知を徹底し、相談しやすい環境整備に努めてきた結果と考えます。以上でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

今、いじめの話が話題になっているなかで、教育センターにおけるいじめ相談件数が全体的には減っており、出張教育相談は増加傾向にあると聞いたんですけども、新たに教育センターにいじめの担当の方を入れたいというお話をお聞きしましたが、相談が減っているという中で、これはどういうふうに理解したらいいのか説明していただきたいと思います。

資料にある数字、来所相談なのですけども、主訴がいじめに関することになっております。

全体の相談件数としては減っているわけではありませんが、発達に課題のある児童・生徒に関わる相談件数が大きくなりまして、それに伴って発達検査をしなければいけない。そのために枠を少し減らさざるをえない状況となっております。

常勤で新しくいじめに特化した方を入れないといけないという理由は、どこにあるのですか。

出張教育相談の、特に小学校に出向いていくところの数字を見ていただきましたらお分かりになると思いますが、増加しております。

児童・生徒、保護者から直接にいじめに関する相談をお受けしておりますので、必要と感じております。

また、今のままでは、教育センターから直接小学校に派遣しているスクールカウンセラーは枠が決まっています、どうしても自由に動くことができません。ですので、何か起こったときにすぐに対応できる人員が必要となりますので、今回要望を出しておりました。

他に、何か御意見はございませんか。

他に御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。

原田勝教育長
谷口学教育長職務代理人

草場敦子教育センター所長

谷口学教育長職務代理人

草場敦子教育センター所長

原田勝教育長
原田勝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、8
月定例教育委員会会議を閉会いたします

閉 会 午後3時46分